

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」世界遺産登録30周年記念

ロゴマーク使用ガイドライン

○目的

本方針は、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」世界遺産登録30周年を記念して制作したロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を効果的に使用することで、世界遺産の価値及び知名度を村内外に発信し、世界遺産を将来にわたって守り、次の世代に継承することを目的とする。

○ロゴデザイン

ロゴデザインは別図に掲げるものをいう。

○使用方針

1 基本理念

ロゴは、世界遺産登録30周年を記念し、その価値を広めるための象徴となるよう使用すること。

2 使用の範囲

ロゴの使用範囲は次の事項の定めるところによる。

- 広報活動

- チラシやポスター、ウェブサイト、ソーシャルメディア等における広報活動

- イベント装飾

- 記念行事、関連イベント等における装飾

- 企業等の連携

- 関連企業や村内店舗等

- 教育プログラム

- 義務教育学校白川村立白川郷学園等の教材

- プロモーション

- 地域の活性化に繋がるプロモーション活動

3 使用条件

- 形状と色

ロゴの形状は基本形状形とし、色の変更は可とする。

- 最小サイズ

ロゴの最小使用サイズは、見やすく識別可能なものであり、詳細情報が失われないよう使用すること。また、印刷物で使用する場合、横12mm以上、WEBコンテンツなどデジタル画面上で使用する場合は、36px以上で使用すること。

- 位置と背景

視認性を考慮し、他の要素と適切な距離を保って配置すること。また、不適切な背景色や柄を避け、ロゴが明瞭に見えるよう工夫すること。

4 使用の手続き

- 使用申請

ロゴの使用を希望する者は、白川村教育長（以下「教育長」という。）に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」世界遺産登録30周年記念ロゴマーク使用承認申請書（申請様式）を提出し、使用の承認を得ること。

- 使用承認

教育長は、申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認したときは、申請者に通知するものとする。

- 申請及び承認期限

使用の申請及び承認は、2026年3月31日までとする。

5 監督と対応

- 適正使用の監督

ロゴの使用が方針に沿っているか、白川村教育委員会事務局が監督する。

- 不適切使用の対応

本ガイドラインに反する使用が確認された場合、即座に使用の中止を求め、必要に応じて適切な措置を講じる。

6 ガイドラインの変更について

本ガイドラインの内容を、白川村教育委員会事務局が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく変更することができる。また、使用者はロゴを使用するに限り本ガイドラインの変更に同意したものとみなす。